

益子町議会政務活動費使途基準

1. 調査研究費

(計上できるもの)

- ・調査研究にかかる交通費（公共交通機関、高速料金、駐車料金、タクシー代等）、宿泊費
- ・専門家による調査、鑑定、データ処理、図面作成等の委託料等

(計上できないもの)

- ・町内の調査研究にかかるタクシー代
- ・視察先への手土産
- ・視察にかかる旅行保険
- ・旅費規程に基づく日当
- ・海外視察
- ・政務活動と認められない調査の委託料

(留意事項)

- ・政務活動は、公務災害等の適用がないので、個々の責任により安全に留意して実施する。
- ・業務を委託する場合は委託契約書を作成し、写し及び成果物を収支報告書に添付する。

視 察

- ・視察の範囲は他の自治体の施策〈先進事例〉や民間団体等への視察とし、いずれの場合も原則予定日の1ヶ月前に議長に対し申し出て承認を得る。終了後は、実施後1ヶ月以内に収支報告書を提出する。

宿泊、交通手段の手配

- ・宿泊、交通手段の手配は各議員の責任において行なう。
 - *交通事情等でやむをえない場合は、自家用車等の利用を議長に申し出る。
- ・旅費は、益子町職員の旅費に関する条例の規定に基づき計算する。
 - *事務局に旅費計算を依頼する場合は、資料等を提出する。
- ・宿泊費は1泊13,000円

キャンセル料の支払い

下記のようにやむをえない事情により視察等が中止となった場合は、その理由を明らかにし、キャンセル料を計上できる。

- ・公務による場合
- ・災害による場合
- ・本人の病気や怪我等による場合
- ・2親等以内の親族の死亡、または病気や怪我等により本人が世話をしなければならない場合

2. 研修費

(計上できるもの)

- ・政務活動のために行う研究会等の会場費や機材借り上げ費、講師謝礼、講師との打ち合わせ等の経費（茶菓子代等）
- ・研修会の参加にかかる交通費（公共交通機関、高速料金、駐車料金、タクシー代等）、宿泊費、研修会参加費

(計上できないもの)

- ・懇親会、後援会等の会合の経費、選挙活動を目的とした会合の経費、講師以外への謝礼（司会等）、講師昼食代、参加者飲食代等
- ・所属政党、支持団体及び関連団体等の大会、研修会への参加経費
- ・個人の資質向上が主たる目的となる講座等（パソコン教室、英会話教室等）の受講料、資料代
- ・町内での研修会の参加にかかるタクシー代

(留意事項)

- ・研究会、研修会などの目的が政務活動に資するものであること。
- ・単に議員間等の懇親を目的とした会合の経費、後援会等を対象とした会合の経費、選挙活動を目的とした会合の経費は計上できない。
- ・講師との打ち合わせ時の茶菓子代以外の飲食費は計上できない。
- ・酒宴と誤解を受けるような会合の経費は計上できない。
- ・実施後1ヶ月以内に資料及び収支報告書を議長に提出する。

3. 広報・広聴費

(計上できるもの)

- ・広報紙や報告書の印刷費、送料、切手代、新聞折り込み費
- ・報告会や意見交換にかかる経費（会場費、機材費、コーディネーター、司会謝礼、宣伝チラシ印刷、配布費）

(計上できないもの)

- ・内容が選挙活動、講演会活動となっているもの
- ・報告会等の参加者の飲食代

(留意事項)

- ・政策や町政に対する町民の要望や意見を聴取するために開催する意見交換の経費は計上できる。

切手の購入について

- ・広報紙等の郵送については、市内特別郵便物等の割引を利用するなど、安価になるよう努める。
- ・郵便料金を別納するように努め、できる限り切手を使用しないようにする。

4. 会議費

(計上できるもの)

- ・会議に参加するためにかかる交通費(公共交通機関、高速料金、駐車料金、タクシー代等)、宿泊費、出席負担金

(計上できないもの)

- ・所属政党、支持団体等が主催の会議にかかる経費
- ・会議先への手土産
- ・会議にかかる飲食代

(留意事項)

- ・会議は意見交換を伴うものに限る。意見交換であっても、懇親を深めることや飲食を主たる目的とするものは認めない。
- ・交通費、宿泊費等は、調査研究費と同様の基準とする。

5. 資料作成費

(計上できるもの)

- ・資料作成のための印刷製本代、コピー代、写真の現像やプリント代、翻訳料等

(計上できないもの)

- ・政務活動と認められない活動の資料の作成費

6. 資料購入費

(計上できるもの)

- ・政務活動のための書籍代(電子書籍)、新聞、雑誌購読料
- ・法規類の追録代
- ・DVD等購入費
- ・有料データベース利用料等

(計上できないもの)

- ・政務活動と関連が薄く、町民から誤解を招くおそれのある書籍等
- ・所属政党が発行する新聞購読料や書籍代
- ・図書カード

(留意事項)

- ・議員の自宅で日刊紙を2紙以上購読する場合は、1紙分を除いた購読料を計上できる。
- ・自己啓発的な意味合いが強く、政務活動と関連が薄い書籍、新聞、雑誌等は計上できない。特にファッション、趣味、How to本、写真集、図録などは、町民から誤解を受けるおそれがあるので特に留意すること。

7. 事務所費

(計上できるもの)

- ・ 政務活動費のみに使う事務所の賃借料等の経費

(計上できないもの)

- ・ 事務所の購入

8. 事務費

(計上できるもの)

- ・ 計上可能な備品の購入費 (パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー、電子辞書)、リース代、修繕費
- ・ ファイル、コピー用紙、筆記具等の事務用消耗品
- ・ ソフトウェア、パソコン周辺機器

(計上できないもの)

- ・ 計上可能な備品でないもの
- ・ 政務活動用パソコン以外で使用するソフトウェア
- ・ 名刺代

(留意事項)

- ・ 計上可能な備品については、政務活動のみに使う備品とする。
- ・ 使用年数は税法上の耐用年数の基準による。
- ・ 自己啓発的な意味合いが強く、政務活動と関連が薄いソフトウェアは計上できない。

9. 人件費

(計上できるもの)

- ・ 政務活動の補助業務をする事務員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料等)

(計上できないもの)

- ・ 政党活動等、政務活動以外の業務に従事させること

(留意事項)

- ・ 勤務実態がわかる書類 (出勤簿等) を作成し、収支報告書に添付すること。
- ・ 雇用については、最低賃金法等の法令を遵守する。
- ・ 当該議員の親族 (3親等以内) を雇用することはできない。